

### 第三、弁護士報酬に関する参考判例

最近の弁護士報酬に関する判例の中から、実務の運用上参考になると思われるものをいくつか取りあげたので、参考にされたい。

一、債務の整理等をした弁護士の報酬額について、所属弁護士会の報酬会規等を参考にして相当額が算定された事例——弁護士の報酬について事前に取決めがなかった場合、弁護士会の報酬規程による旨の合意がない限り、報酬規程が当然に適用されるというものではない。

#### (判例)

東京地裁平成四年二月二五日判決、判時一四四四号九九頁

(事案) 弁護士であるXが、Aから経営不振に陥った病院の再建のために債務整理等の処理を依頼されてこれを処理したが、Aとの間で弁護士報酬額について協議がととなわなままAが死亡したため、相続人Yらを相手に、Aとの間で、病院の再建ができなかった場合は無報酬であるが、再建の見込みがあった場合には報酬について協議し、協議ができない場合には東京弁護士会の報酬会規によって決めるとの合意があったとして、合計一、〇二〇万円の報酬請求訴訟を提起した。

(判決) 本件報酬については、当事者間に病院の再建の見込みがあった場合には協議して決定す

る旨の合意は認められるが、協議ができない場合に東京弁護士会の報酬会規によるとの合意があったとは認められないとした上で、「昭和五十一年二月ころまでに、病院の再建の見込みがあったが、右協議が成立しないまま本件契約（XとAとの委任契約）が終了してしまった。このような場合、原告の所属する東京弁護士会の弁護士報酬会規及びそれに従って算定した弁護士報酬の金額を一つの参考資料として、その他原告が処理した訴訟事件、競売事件及び和解交渉等の性質や、難易、原告の費やした時間や労力、依頼者の得た経済的利益等諸般の事情を斟酌し、当事者の合理的意思を推測して相当報酬額を算定するのが相当である」として、原告が処理した事件の対象利益合計八、六七五万円に対して得た利益を一、一一八万円と認定して、原告の報酬を合計四五〇万円が相当であるとした。

また、本件では、原告が公認会計士の資格を有していることから、原告が委任事務の中には公認会計士としての事務が含まれており、弁護士報酬とは別個に報酬を算定すべきであると主張したことに對して、「委任事務の処理において、金融機関から資金を調達したり資金繰りを計画したりすることは、銀行取引停止処分ないし競売手続の進行を回避するために不可欠の重要な事務処理であり、その際、原告の公認会計士としての専門知識が役立ったことはうかがえる」としながらも「右事務処理は、公認会計士法に基づく本来の監査業務ではないことは明らかであり…」として「この点については、相当報酬額を検討する際、弁護士報酬会規に従った報酬額を資料として算出し、これを増額する事情の一つとして考慮すれば足りる」と判示して

いる。

(コメント) 右の判決は、弁護士報酬について弁護士会の報酬会規に基づいて算定するとの合意がない場合には、弁護士報酬額の算定について、弁護士会の報酬会規が当然には適用されず、参考資料となるに止まるとしていること、公認会計士等の他の資格がある場合でも、必ずしも弁護士報酬とは別個に他の資格に基づく報酬を請求することはできず、増額事由の一つとして考慮すれば足りるとしていることが、弁護士が依頼者との間で委任契約を締結する際に弁護士報酬を取り決めるに当たって参考になる。

## 二、貸家の建物明渡訴訟について、明示の報酬約定のない場合に相当報酬額を算定した事例

### (判例)

東京地裁平成三年四月一九日判決、判時一四〇三号四二頁

(事案) 弁護士であるXが、Yから建物明渡請求事件を受任したが、弁護士報酬については、各別の合意をせず、着手金の授受もなかった。Yの建物明渡請求を認容する勝訴判決を得た後、委任事務は終了したとして、Yに対して相当額の弁護士報酬を請求した。

なお、Xは本件建物の借家権価格を約七億五、〇〇〇万円とし、日弁連報酬規程(当時の旧規程)により着手金二、四三四万五、〇〇〇円、報酬金がこれと同額となるので、Yに対して着手金として実費込みで二、一二〇万円、報酬金として二、〇〇〇万円の合計四、一二〇万円

を請求した。

(判決) まず、報酬支払いの合意の有無については、「原告と被告は、本件訴訟事件の弁護士報酬については、各別の合意をせず、着手金の授受もなかったことが認められるが、同時に受任した小田原の事件については相当額の報酬の支払いがなされていること及び委任にいたる経緯に鑑みると、当事者間において相当額の報酬を支払うとの有償の合意がなされたものと推認するのが相当である。」とした。

次に相当な報酬額については、本件訴訟の訴訟物価格二十八万二、二一九円、本件建物の敷地の昭和六三年時点の価格一平方メートル当たり一、九〇〇万円、明渡しを求めたのは二階建て建物の一階部分約一六五・四一平方メートルであるとした上で、次のとおり判示している。

「本件建物の借家権価格について、本件建物が銀座一丁目に所在する二階建て建物であることと鑑み、借地権割合を更地価格の八割、借家権価格を借地権価格の三割五分、二階建て建物における一階部分の価格比率を三分の二として試算してみると、五億八、六六五万円となる。」

しかし、次の理由で被告の得る経済的利益は右の試算額の二分の一程度の三億円と評価している。すなわち「本件建物は大正一二、三年ころに建築されたと推定される木造の建物であり、訴訟物価格が僅か二八万円余とされており、本件建物を含む建物全体の昭和六二年度の固定資産税評価額は一二万〇五〇〇円にすぎないことに加え、本件建物は判決当時すでに全体として朽廃の域にあった」ことを挙げている。

そして、弁護士報酬の額については、この経済的利益をもとに日弁連の報酬規程（旧規程）では着手金及び報酬金がそれぞれ一、〇八四万円となるが、当初は被告が本人訴訟として訴訟遂行していたのを原告が受け継いだこと、訴訟の内容、難易の程度、原告の受任期間、本件建物を巡る占有権原についての紛争がなお終息しきっていない可能性があることなどの事情を勘案して、「その報酬額は着手金及び報酬金合わせて一六〇〇万円と定めるのが相当である。」としている。

（コメント） 本件は、建物の明渡請求であるが、銀座一丁目という一等地に所在したため建物の敷地価格が非常に高価だったケースである。このような場合の弁護士報酬算定事例として参考になる。ちなみに、報酬会規一四七号によると、建物の占有権、賃借権に関する事件の経済的利益の額は、建物の時価の二分の一の額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額となる。右の判決は、借家権価格を割合方式（八割×三割五分＝二割八分）で試算して経済的利益算定の基礎にしている点、二階建て建物の一階部分の価格比率を三分の二としている点、建物の朽廃の程度を考慮している点など報酬規程と異なっている。

三、 1、競落土地建物の明渡請求の訴訟を受任し、和解金二億四、〇〇〇万円の支払を受けるとの内容の裁判上の和解が成立した場合の、弁護士報酬の算定事例

2、弁護士が依頼者のために返還を受けた仮処分申請事件の保証金につき留置権が認められな

かった事例

(判例)

東京地裁平成二年二月二〇日判決、判時一三九八号八〇頁

(事案)

1、弁護士であるXは、YからYが競落した土地建物の所有権に基づき、占有者等に対する競落外建物の収去、競落建物からの退去、競落土地建物の明渡し並びに不法占拠を理由とする損害賠償金を請求する訴訟の提起、遂行の依頼を受け、訴え提起後訴訟上の和解が成立し、Yに対して和解金二億四、〇〇〇万円が支払われた。和解金の内訳は、Yが競落土地建物を売却した代金と不法占拠の損害賠償金であった。Xは着手金として二五〇万円、訴訟継続中に中間金名下に八〇〇万円を受領したが弁護士報酬の額については格別の合意はしていなかった。XがYに対して、和解金二億四、〇〇〇万円の三〇％相当額の報酬金を請求した。

2、また、Xは、Yの訴訟代理人として、仮処分申請事件を申立、保証金三五〇万円を供託したが、前記和解によりその取戻しをして保管しているところ、YがXに対して、その金員の返還を求めたのに対して、Xは前記弁護士報酬金債権の支払いを受けるまで留置権を行使する旨抗弁した。

(判決)

1、原告が代理人として処理した別件訴訟の主要な争点は、別件訴訟の被告等が本件被告に対抗することができる借地権又は借家権を有するのか、それとも単に執行妨害を企図

するものであるにすぎないかとした上、報酬金について「被告は裁判上の和解によって和解金として二億四、〇〇〇万円の支払を受けたものの、それは単に所有権に基づく引渡請求権の実現としてではなく、本件競落土地及び本件競落建物売り渡してその所有権を喪失したことに対する対価の収受を含むものであって、右和解金の全額を直ちに被告が本件訴訟事件の事件処理によって確保した経済的利益に該当するものということはできず、……ここで仮に借地権又は借家権の負担のあるものとして本件競落土地及び本件競落建物の価額を前記鑑定評価額に従って合計約一億八、六〇〇万円であるものとすると、被告が本件訴訟事件の事件処理によって確保した経済的利益の価額は、多くとも右和解金二億四、〇〇〇万円から右土地及び建物の価額を控除した残額の五、四〇〇万円となり、これによれば（旧弁護士会報酬規程による）報酬金の標準額は約三〇〇万円と試算される。」としている。

しかし、結論としては、本件訴訟事件が原告の事務所と遠隔地に係属したことその他の事情を総合的に勘案して、着手金及び報酬金を含む弁護士報酬の額を一、七〇〇万円が相当であるとして、既払い額一、〇五〇万円を控除した残額六五〇万円の支払義務を認めたと。

2、原告の留置権の主張については、「民法一九五条一項の規定の趣旨に照らすと、そもそも受任者が委任事務の処理として受け取ったような金銭は右条項にいわゆる『他人の

物』に該当するものとは解されないから、原告の右留置権の主張は失当である。」として、原告の主張を退けている。

(コメント) 本件は報酬金の算定について、単純に依頼者が受取る裁判上の和解金額を経済的利益の額とすることが相当でない事例として参考となる。本件のように和解金を得る代わりに権利を失う場合には、失う権利の額を控除して経済的利益の額を算定すべきであるとの考え方は一見合理性があるが、失う権利の額の算定が困難な場合や、引換給付請求の場合、合理的な価格で取引交渉が成立した場合には計算上の経済的利益がゼロということも有り得るので、右の控除説的な考え方をあらゆる場合に一般化して原則とすることは妥当ではない。ちなみに、右の判決も控除説による報酬金の試算額を大幅に上回る金額を弁護士報酬として認めている。

また、報酬金を被担保債権として、取り戻した仮処分の保証金につき留置権の主張が認められなかったのは、当然であるとしても、保証金返還債務と報酬金請求権との相殺の主張であれば認められたと思われる。ただし、相殺については裁判上の抗弁としては成立するとしても、裁判外で一方的に弁護士報酬を通知して相殺することができるのは、依頼者との間で協議決定している報酬についてであることに注意すべきである。



四、任意整理を受任した弁護士の本責めに帰すべからざる事由により委任が終了した場合において、  
弁護士の履行割合に応じた報酬請求権が認められた事例

(判例)

東京地裁平成元年一〇月三二日判決、判時一三五三号六三頁

(事案) Xは、弁護士であるYに対して、Xの清算のための債務整理を委任し、その報酬として三〇〇万円を支払う旨約束し、契約日に着金として一五〇万円を支払い、残金は委任事務終了後に支払うことになった。しかし、その一八日後にXはYが委任の趣旨に沿った誠実な履行をしていないなどを理由に右契約を解除して、Yに対して着金のうち一二〇万円の返還を請求した。これに対して、Yは委任の趣旨に沿って誠実な履行をしていたのであるから、右解除はXの都合による中途解除であり所属する弁護士会の報酬会規によれば弁護士報酬の全額の請求ができ、返還義務はないと主張した。

(判決) 「被告による委任事務の遂行には……全体としては、原告を整理して清算するという本件委任契約の趣旨に沿った履行がされていたものというべきであって、その委任事務の遂行が、受任者の注意義務に違反するようなものであったといえることができないから、本件委任契約は被告の本責めに帰すべからざる事由により終了したものと認めるほかはない。」とした上、「報酬会規に基づき被告が本件委任契約の報酬の全額を請求することができる旨の被告の主張は、直ちに採用することはできない。しかし、委任が受任者の本責めに帰すべからざる事由により終了

したときは、受任者は、既に履行した割合に応じて報酬を請求することができる（民法六四八条三項）。」とし、被告が既に履行した割合に応じた報酬の額については「被告が受任してから解任されるまでの間の日数は一八日間にすぎないが、その間、被告が一応委任の趣旨に沿った履行をし、第一回目の債権者会議を大きな混乱もなく終了させたこと、弁護士会の報酬会規及び原告の資産規模によると、右約定の三〇〇万円は本件における任意整理の約定報酬として必ずしも不当に高額であるとは認められないこと、一般に、任意整理においては、初期の段階の事務処理が大切であり困難も格別に大きいこと等の事情を考慮すると、被告の履行した割合に応じた報酬請求権としては、既に授受された着手金一五〇万円をもって相当と認められる。」とした。

（コメント） 委任契約の中途終了については、報酬会規四四条で定められている。同条三項は、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分を終了していないときは、その全部については請求することができない、とされている。この但書は、今回の改正で付加されたものであるが、本件は同条三項但書に該当する場合について、具体的にどの程度の報酬額を請求するのが相当かについての参考となる。なお、具体的に任意整理として一八日間にどのような処理をしたかについては、判決文を参照されたい。

なお、委任契約の中途終了に関するその他の判例は前記一六五頁以下を参照されたい。

## 五、複数の代理人の存在と報酬の関係

弁護士報酬は複数の代理人がそれぞれ別個に委任された場合、格別に計算されることが許されるか、について積極に解したもの（明文規定のなかった旧会規についての判決）。

### （判例）

(1) 東京地判昭和六〇・一・二八判タ五五六、一五八

(2) 高松高判昭和四〇・二・二六下民一六、二、三六五

（コメント） かつては、規定が存在せず、日本弁護士連合会調査室編著「弁護士報酬規程コメントール」（以下、「コメ」と略称する。）二六、二九頁は、(1)の判決を引用して、「特約のない限り、複数の弁護士が関与しても、報酬は人数分支払う必要はない」とした従前の見解を改め、「特約のない限り、一人の弁護士と依頼者との間にそれぞれ発生する報酬につき報酬規程が適用される。」とした。

この問題に関しては、今回の改正で六条が新設され、同条三項で複数の弁護士がそれぞれ弁護士報酬の全額を請求できる場合を明確にした（前記三〇頁参照）。

共同事務所の場合、勤務弁護士を加える場合等は、複数格別計算としないとの特約（黙示のものを含む）がなされることが多いと思われる。

## 六、着手金の計算

同一の弁護士が一審から上告審まで引き続き受任する場合、控訴審、上告審の手数料（現在は着手金）につき報酬会規の標準報酬に従わなかった事例

### （判例）

東京地判昭和六〇・一・二八判タ五五六、一五八

（事案） 土地建物明渡請求等で昭和四四年一審を原告から受任し一審手数料の一部を受領したのみで訴訟活動を継続し一審勝訴、同四九年被控訴人代理人として控訴審受任、控訴棄却後、同五三年被上告人代理人として上告審受任、上告審勝訴後翌五四年裁判外の和解により目的を達成。

一審手数料の残金、控訴審、上告審手数料、謝金（報酬金）を請求。

裁判上の事件報酬を審級毎に一事件として報酬を定めるのは本来第一審、第二審を独自に受任する場合を念頭に置くものと解されるところ上、次の通り三〇％を超えて減額した金額を手数料額として認容した。

① 控訴審について、標準報酬額の下限の五〇％強

二〇回の弁論（延期八回、和解一〇回、実質審理一二回）

第一審の勝訴判決を受けて、特に困難な訴訟活動を要したとは認められないので、報酬基準に従う合理的理由はない。

② 上告審について、標準報酬の約四・五%

弁論なし、審理促進上申書の提出程度の活動

上告審における、上告人代理人と被告代理人との訴訟活動の内容には格段の差があり、実際の訴訟活動の内容に照らしても、標準報酬額に従う合理的根拠はない。

③ 参考

一審の手数料（着手金）については、標準報酬額の最高金額を一〇%強超える金額を認容した。

四〇回の口頭弁論（延期九回、実質上和解三回、実質審理二八回）と、終戦前後の係争物の贈与等、内容立証とも困難であったことを理由とする。

又、謝金（報酬金）については、受任の際手数料が殆ど支払われていなかったことを考慮して、標準報酬額を一〇%強超える金額を認容した。

（コメント） 現行の報酬会規であれば一七条三項に関する判例であるが、かつては同旨の規定が存在せず、旧会規一八条二項、四条一項を適用して、控訴審、上告審を原審勝訴当事者から引き続き受任する場合について特別の報酬契約の存在しない場合に、大幅に減額したものである。

前述の通り現行会規の解釈とすれば一七条三項による減額であるが、旧会規では一八条二項（現一七条三項）に基づく三〇%の範囲内の減額に加え、勝訴判決後引き続いての控訴審、上告審の受任は旧会規四条一項（現八条一項）の特別の事情（コメ三二頁の事件処理に要する時

間と労力が極めて少なく、単純に経済的利益から報酬を算定することが妥当でない場合であるか）に該当し、更に減額がありうるということを判示したものである。

ちなみに、コメはこの判例について、前出の複数代理人の存在のところで、引用したがこの論点については、特別引用コメントは見当たらない。

民事事件において引き続き上訴審を受任する場合の着手金の減額について参考となる。

#### 七、着手金、報酬における対象の経済的利益、確保した経済的利益の価額

土地建物明渡請求事件について、未開発地で地上に係争建物があることから土地の公示価格とし建物の金額を算入しなかったもの

(判例)

東京地判昭和六〇・一・二八判タ五五六、一五八

八、農地賃借権の確認の農事調停について、土地の時価四、六〇〇万円の二分の一から農地賃借権であることを考慮して相当に減額すべきであるとした事例

(判例)

東京地判昭和六二・一・二六判時一、二六四、八一

(事案) 昭和五五年受任し、昭和五七年成立した農事調停事件につき調停成立後担当弁護士と申

立人が締結した報酬を一、三〇〇万円とする契約の効力について、申立人は農地賃借権を基礎として、係争地に近く建物を建築所有することが可能であり、本件土地は坪二五万円（二億五〇〇〇万円）は下回らないと誤信していたことに基づくところ、実際は農地賃借権に基づいて建物を建築所有することができず、近く建物が建てられる見込みもなく、時価も坪五万円にも満たない四、六〇〇万円であったことから、錯誤で無効であるとした。

その上で、目的物の価格の二分の一の二、三〇〇万円から農地の特殊性（係争地は約一、〇〇〇坪であるが、付近農地の一反当りの年間収入は三〇万円にも満たないものであること等）から相当に減額した上、着手金（三〇万円から六〇万円と認定される）の残金と報酬金の合計で、三〇〇万円が相当であると認定した。

（コメント） 旧報酬会規一六条一項六号（現一四條六号）によれば賃借権を二分の一としているが、これを相当に減額すべきであるとするものである。

ただし、判決は経済的利益の金額を認定していないところ、着手金として三〇〇万円が支払われたとし、着手金残額と報酬金として合計三〇〇万円が相当であるとしている。

一方、当時の東弁の報酬会規（担当弁護士は東弁所属である）によれば二、三〇〇万円の標準報酬は、着手金・報酬金についてそれぞれ一四九万五、〇〇〇円であるから、判決が報酬として相当とした三〇〇万円（この他に既払着手金三〇〇万円）は、ほぼ二、三〇〇万円の報酬に見合うものであることには注意を要する。

九、昭和五七年借地上の借家人二名に対する明渡の交渉、地主に対するアパート新築承諾の交渉を受任し、借家人一名に明渡料三五〇万円を支払うことで交渉が調い、残り一名については新築後のアパートに居住することを認め仮住居費を負担することで明渡の調停が調い、地主には更新料八〇万円、承諾料四二〇万円を支払って、承諾を得た場合に、明渡料、承諾料等の支払金額を控除せず、借地権価額を標準として報酬額を算定すべきであったとした事例

(判例)

東京地判昭和六一・一二・二四判タ六四八、一八五

本判例は、旧会規に基づくものであり、現会規によれば次の通り算定することになる。

(コメント) 報酬会規一四条一項六号、七号によれば、建物の賃貸借終了に基づく明渡は建物の価額の二分の一に、敷地の時価の三分の一の額を加算した金額である。

一方、借地権に基づく増改築許可については、若し、借地非訟事件に基づくとすれば、着手金、報酬金は二四条一項、二項により算定される。

借地非訟事件によることのできる事件について、裁判外の交渉、調停によった場合の着手金及び報酬金の算定については、報酬会規二四条三項の「借地非訟に関する調停事件等」に該当するので、これによることになる(前記九五頁参照)。

次いで、借地上の借家人の明渡、借地上の建物の建て直しの交渉は関連するが別個の事件であるので(コメ二一、二二、二四頁)、それぞれの経済的利益により算定することとなる。



建物の明渡については、建物価額の二分の一に敷地の時価の三分の一を加えたものが経済的利益の価となる。借地上の建物の建て直し交渉については着手金は借地権価額五、〇〇〇万円以下は三〇万円以上五〇万円以下、五、〇〇〇万円を超える部分につき〇・五％加算。報酬金については、借地権の額の二分の一が経済的利益となる。

判決は、旧会規の下で借地権価額を採用した理由について、建物の明渡が明渡た建物を自ら利用することが目的ではなく、新たにアパートを建てるという敷地の再利用であったことから、借地を更地として利用できることになったことを全体として評価すれば土地賃借権価額を基準とするのが相当であるとしている。

判決は、借地権価額を基準として計算した報酬金額を元にして、裁判外の交渉の場合二分の二に減額できるとする報酬会規により算定した金額の範囲内の金額を請求しているとして、金額の支払を認容した。

依頼者が負担した、明渡料、建て直し承諾料を控除しなかった点について、判決は特別触れていないが、建て直した建物がアパートであったことを、指摘していることからすると、自己使用の場合はこれらを控除することになろうか。

この点についてコメー一三〇一五頁は、引換給付の場合について、A説（非控除説）、B説（控除説）、C説（折衷説）があり得るとし、C説が妥当であるとし、売買契約解除に基づき抹消登録請求の場合に代金返還と引換になるとしても、返還代金額を控除する必要はないが、

正当事由補完としての明渡料は控除すべきであるとしている。

同じくコメ一二五頁は増改築許可の借地非訟事件の場合、許可を得た借地人が財産的給付を命ぜられた場合について、引換給付の場合と同視している様である。

これらによると、自己利用を目的としない本件の様な場合でも、明渡料承諾料は控除すべきことになるとの解釈に立つものと思われる。

しかし、現行会規二四條二項は、報酬金の算定に当って財産上の給付を控除しないことを前提としていると解される。

一〇、借地人から地主よりの明渡に関する示談、調停を受任の上、本訴が提起されたが、取下げられた場合の報酬の算定基準を示した事例

旧借地法一七條の規定を適用すれば、期間が満了していない為請求が棄却されることが明白であることが、訴状・答弁書陳述段階で、裁判所の指摘で明らかになった。

その後、借地権と底地権の交換等の和解等に尽力したが、条件面で折り合わず、不調となり、期限未到来の為地主が訴えを取下げた場合、借地権価額を基準として報酬を算定している。

(判例)

東京地判昭和五六・一・二六判タ四五二、一三七

一一、離婚無効の訴訟について、離婚無効の結果回復される相続人の地位、取得可能遺産額を前提とする相続回復請求権の額を基準とせず、係争利益算定不能として報酬を算出した事例（一審勝訴、控訴審は受任せず。ちなみに、控訴審は逆転敗訴で、上告するも棄却）

（判例）

大阪地判昭和六二・一〇・二九判タ六七九、一八五

### 参 考 文 献

- ・ 日本弁護士連合会調査室編著「弁護士報酬規程コンメンタール」全国弁護士協同組合連合会
- ・ 長野義孝監修「弁護士の値段」朝日新聞社